

私立学校授業目的公衆送信補償金助成制度の創設（令和3年度新規）

1 要 旨

平成30年の著作権法改正に伴い、学校の設置者が指定管理団体（一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会）に授業目的公衆送信補償金を支払うことで、他人の著作物を無許諾でインターネット経由により授業等で利用することが可能となりました。

令和2年度は特例により無償でしたが、令和3年度からは有償となり私立学校に負担が生じることとなりますが、私立学校が補償金を支払った場合における国の支援制度が創設されたこと等を踏まえ、県においても、私立学校におけるICTを活用した教育の推進を図るため、補償金に対する助成制度を創設しました。

2 予 算 額

令和3年度当初予算額：17,550千円

3 事業内容

(1) 事業概要

対 象 者	私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校（全日制・通信制）、専修学校（高等課程）
補助対象経費	私立学校が指定管理団体に支払う授業目的公衆送信補償金
補助基準額	学校種ごと、園児・児童・生徒1人当たり単価を設定 幼稚園：60円 小学校：120円 中学校：180円 高等学校：420円 専修学校（高等課程）：420円 ※単価はいずれも税抜
補 助 率	10/10

(2) 補助金申請の手続き

国から補助制度の詳細が通知され次第、連絡します。

4 授業目的公衆送信補償金制度

他人の著作物を使用して作成した教材を、履修者等の端末に送信したり、オンデマンド型の遠隔授業で使用したりする場合、指定管理団体に補償金を支払うことにより著作権者の許諾を得ることなく実施を可能とするものです。

5 その他

授業目的公衆送信補償金制度の利用や申し込み手続きについては、指定管理団体である「（一社） 授業目的公衆送信補償金等管理協会（電話：03-6381-5026）」へ直接お問い合わせください。